

誓 約 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

申請者は、屋外広告物条例第26条の4第1項第1号から第7号までに該当しないことを誓約します。

屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第26条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1） 第27条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- （2） 屋外広告業を営む法人が第27条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- （3） 第27条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4） 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5） 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- （6） 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- （7） 営業所ごとに第26条の9第1項に規定する業務主任者を選任していない者